

山梨県立大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程

(平成29年4月1日制定 大学第2217号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第22条の3第4項の規定に基づき行う「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) メディア授業 1回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、学則第22条の3第2項に規定する「文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」方法をとる授業
- (2) メディア授業告示 「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」（平成十三年文部科学省告示第五十一号）
- (3) 同時双方向型 同時かつ双方向に行われるメディア授業の形式として、メディア授業告示の第1号の条件を満たすもの
- (4) 非同時双方向型 同時ではなく双方向に行われるメディア授業の形式として、メディア授業告示の第2号の条件を満たすもの
- (5) 面接授業 講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行う授業として学則第22条の3第1項に定めるもの

(メディア授業に用いる要素)

第3条 メディア授業については、次の第1号から第4号までの各号に定めるものを組み合わせて実施することとする。ただし、メディア授業の中心となる第6条第1項第1号に定める音声及び動画による授業は、必ず音声及び動画を用いるものとする。

- (1) 文字 インターネット等による通信手段により画面等に表示する文字
- (2) 音声 インターネット等による通信手段により音声再生装置等より発生する音声
- (3) 静止画 インターネット等による通信手段により画面等に表示する静止画
- (4) 動画 インターネット等による通信手段により画面等に表示する動画

(同時双方向型のメディア授業)

第4条 同時双方向型のメディア授業の実施においては、第3条に定めるメディア授業に用いる要素を活用して行うこととし、メディア授業告示の第1号に定める「同時かつ双方向」として教員が授業を行う時間に学生が学修し、かつ教員と学生が質疑応答又は討議等を行うこととする。

(非同時双方向型のメディア授業)

第5条 非同時双方向型のメディア授業の実施においては、第3条に定めるメディア授業に用い

る要素を活用して行うこととし、メディア授業告示の第2号に定めるとおり、対面指導又はインターネット指導の方法のいずれかを用いて、メディア授業の終了後すみやかに設問解答等による十分な指導を行い、かつ意見交換の機会を確保することとする。

2 前条における各用語については、次のとおり定める。

- (1) 対面指導 メディア授業実施時に、指導補助者等が学生に直接に対面して指導すること
- (2) インターネット指導 メディア授業実施後において、教員又は指導補助者が学生にインターネット等を活用して対面に相当する双方向の環境での指導を行うこと
- (3) すみやかに メディア授業実施にあたり、教員又は指導補助者は、学生への設問、課題または質問の機会等を設け、学生に授業終了直後に当該設問等に対する解答等を行わせることとする。教員又は指導補助者は、学生に対して、当該設問の正解の提示や添削指導、質問への回答を、原則として、解答等を受領してから7日または学生が次回授業を視聴する時のいずれか遅い方までに行うこととする。
- (4) 設問解答等 メディア授業の実施と併せて、内容に関連した学修の成果を確かめるために、設問を提示して学生が解答して教員が正解を提示すること、学生がレポートを提出して教員が添削指導すること、教員の任意の質問に学生が応答すること、学生が質問をして教員が返答すること等の双方向の行為のいずれかを行うこと。
- (5) 十分な指導 前号に定める行為により、授業の進行に従って学修の理解を確認する機会が十分に設けられ、授業の進行及び学修の理解を教員と学生の双方が確認することができる指導
- (6) 意見交換 当該メディア授業に出席する学生及び担当する教員等の間の双方向の行為として、対面又はインターネットなどを活用する方法で意見の交換が行われる環境を確保すること

(メディア授業の構成及び学修時間)

第6条 メディア授業は、学則第24条に定める1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって、次の各号の合計学修時間により構成することを標準とする。

- (1) 音声及び動画による授業 第3条に規定する音声及び動画を組み合わせて行う授業で、第4条又は第5条に定めるもの
- (2) その他の授業 前号の授業を補って効果を高めるために第3条に規定するメディア授業に用いる要素のうち第1号より第4号までの2以上により行う授業
- (3) その他の学修 前各号に関連して授業の予習復習等のために必要な学修

2 同時双方向型のメディア授業において、音声及び動画による授業の学修時間数は、当該メディア授業が面接授業の講義及び演習に相当する場合は1単位あたり15時間から30時間まで、実験、実習及び実技に相当する場合は1単位あたり30時間から45時間までの範囲とする。

3 非同時双方向型のメディア授業において、音声及び動画による授業とその他の授業の合計学修時間数は、当該メディア授業が面接授業の講義及び演習に相当する場合は15時間から30時間まで、実験、実習及び実技に相当する場合は30時間から45時間までの範囲とする。この場合において、メディア授業の中心となる音声及び動画による授業は十分な時間を確保することとする。

4 災害等で通常の面接授業の実施が困難な場合は、上記の限りではない。

(メディア授業の本人認証および出席確認)

第7条 メディア授業では、氏名や番号等による公開性の個人情報とパスワードなどの非公開の個人情報とともに、必要な場面において本人でなければ知り得ない秘匿性の高い情報、試験場における科目試験、面接等による本人認証を行うものとする。

2 メディア授業を含む授業科目の出席時間数の取扱いについては、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程第11条の規定に基づくものとする。

3 メディア授業の出席時間数の確認については、視聴のログや課題提出の状況など、シラバスに明記された適切な方法により判断するものとする。

(シラバス等の明示事項)

第8条 メディア授業を実施する科目のシラバスには、面接授業において記載するもののほか次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 授業方法の構成、回数、要素
- (2) メディア授業の受講方法、出席確認方法、試験方法
- (3) メディア授業に用いる要素
- (4) その他必要な事項

(学部長等への報告)

第9条 メディア授業を含む授業科目を開講する際には、授業科目担当教員があらかじめ学務課経由で当該学部長（全学教育科目、教職課程科目にあつては全学教育委員長）に申し出るものとする。

2 前項の申し出を受けた学部長等は、メディア授業実施にあたって意見を述べることができる。

(資格関係科目)

第10条 資格関係科目については、原則として、メディア授業を実施しないものとする。

(卒業の要件)

第11条 メディア授業を含む授業科目を履修し修得した単位は、学則第30条第4項の規定に基づき認定する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。